



～平戸市からのお知らせ～

最大 30 万円が受け取れる 平戸市事業者支援給付金

裏面も
ご覧ください

◆誰が対象なの？

- 平戸市内で営業する（中小企業者に限ります。）
製造業、卸売業、小売業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業の方。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が20%以上減少している方。
※宿泊業は、直接観光課よりご案内します。

◆いくらもらえるの？

- 前年同月との売上減額分 × 3か月 × 0.5（給付上限30万円）

◆申請書はどこでもらえるの？

- 平戸市ホームページからダウンロード
- 商工会議所、商工会会員の方は別途ご案内します。
- 市役所商工物産課、各支所、各出張所、度島ふれあいセンターに備えています。

◆申請期間は？

- 令和2年5月8日（金）から令和2年6月30日（火）まで
※郵送で申請される場合は、必着となります。

申請書提出先

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、原則として郵送でお願いします。

〒859-5192
平戸市岩の上町1508-3
平戸市商工物産課

提出窓口・時間

平戸文化センター、平戸市商工物産課、田平支所、生月支所、大島支所、
中部出張所、南部出張所、館浦出張所、度島ふれあいセンター
受付時間：8時30分～17時15分 ※平戸文化センターは9時～17時
※平戸文化センターでの受付期間は5月8日（金）から5月29日（金）まで
※土・日・祝日を除く（ただし5月9・10・16・17日は受け付けています。）
※5月2日（土）～6日（水）の連休中も電話相談を受け付けています。

問い合わせ先

平戸市商工物産課 【電話番号】0950-22-9141

【FAX】0950-23-3399

平戸市事業者支援給付金支給申請手続き

平戸市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により業況が悪化した市内の中小企業者を支援するため、製造業、卸売業、小売業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業に対し支援金を支給します。

■支給対象の事業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当する中小企業者（個人事業主を含む）であり、平戸市内で営業する製造業、卸売業、小売業、飲食業、生活関連サービス業、娯楽業（※）（日本標準産業分類による業種をいう。）を申請日時時点で3カ月以上事業を行っており、今後も事業を継続する予定であること。なお、以下のいずれかに該当すること。

- ① 個人事業主は、市内に住所を有し、市内で事業を営んでいる方。
- ② 法人は、市内で事業を営んでいる方。

（※）生活関連サービス業、娯楽業の主な業種

・普通洗濯業、理容業、美容業、衣服裁縫修理業、葬儀業、結婚式場業、運転代行業、カラオケボックス業、遊漁船業など

■給付金の受給要件 次の（１）～（７）のいずれの要件も満たしていること。

（１）1年以上継続して事業を行っている人

2020年3月～5月の任意の1か月の売上が前年同月に比べて20%以上減少していること

（２）1年未満の事業者は、次のア～ウのいずれかに該当すること

ア 2020年3月～5月の任意の1か月の売上が、同月・同前月・同前々月の3か月間の平均売上より20%以上減少していること。

イ 2020年3月～5月の任意の1か月の売上が、2019年12月の売上より20%以上減少していること

ウ 2020年3月～5月の任意の1か月の売上が、2019年10月～12月の3か月間の平均売上より20%以上減少していること。

（３）市税等の滞納がないこと。

（４）申請者等は暴力団等に関与していないこと。

（５）申請日時時点で事業を行っており、今後も継続する予定であること。

（６）市が事業者を対象にした他の給付金を受けていないこと。

（７）個人事業主の方は、申請日時時点で平戸市民となって3カ月以上経過していること。

■給付金額

以下の①と②を比べて、いずれか低い金額を支給

①前年同月の売上減額分×3ヶ月分×0.5

②30万円（上限額）

【給付額算出例】法人、個人：30万円上限

（１）対象業種を複数営んでいる事業者の方の場合

◇計算方法（2019年の任意の月の売上－2020年の前年同月の売上）×3ヶ月分×0.5

【例】①2019年5月の企業売上：50万円（うち小売業：25万円、飲食業：25万円）

②2020年5月の企業売上：28万円（うち小売業：18万円、飲食業：10万円）

20%以上減少確認

①－②＝22万円×3ヶ月分×0.5＝33万円

（給付額：30万円（上限を超過しているため））

（２）対象業種と対象外業種を営んでいる事業者の方の場合

◇計算方法（2019年の任意の月の売上－2020年の前年同月の売上）×3ヶ月分×0.5

【例】2019年5月の企業売上：41万円（うち建設業：25万円、飲食業：16万円）

2020年5月の企業売上：28万円（うち建設業：18万円、飲食業：10万円）

①2019年5月の対象業種の売上金額：16万円

②2020年5月の対象業種の売上金額：10万円 20%以上減少確認

①－②＝6万円×3ヶ月分×0.5＝9万円（※）※給付額：9万円

■申請書類

①給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）

②平戸市で事業を営んでいることがわかる書類

法人・・・直近の法人事業概況説明書

個人・・・営業許可証、パンフレット、ホームページの写し等

③月別売上高確認表（様式第2号）

④対象業種の売上高の実績が分かる書類（決算書、残高試算表、売上台帳等）の写し

※様式第2号に、商工会議所、商工会、税理士、市内銀行、市内漁協などの証明がある場合は不要

⑤振込口座通帳の表紙の裏面の写し

⑥誓約書兼同意書（様式第3号）

⑦確認書類貼付台紙（様式第4号）

⑧本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等の写し）

⑨委任状（様式第5号） ※必要な人のみ

⑩その他必要な書類